

○沖縄県立看護大学教員選考規程

(平成11年11月10日)

[沿革] 平成19年1月17日 改正

平成20年1月16日 改正

(趣旨)

第1条 沖縄県立看護大学の教授、准教授、専任の講師、助教、助手及び特任教授（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考については、沖縄県立看護大学教員選考基準に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行う。

(選考委員会の設置)

第2条 教員の選考については、その都度、教授会において選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、その審査を経るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、教授会が推薦する教授4人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、学長がその任に当たる。

(選考)

第5条 学長は、教員の選考を必要とする場合は、教授会に対し教員の選考について発議するものとする。

(委員会の招集等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、候補者について審査し、教授会へ報告する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(投票等)

第8条 教授会は、第6条第4項の規定による報告に基づいて、無記名投票によってその賛否を決定し、その結果に基づいて候補者を学長に推薦する。

2 前項の教授会の成立には、構成員の5分の4以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成をもって候補者の推薦を決定する。

(非常勤講師の選考)

第9条 非常勤講師の選考については、この規程を準用する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の選考について必要な事項は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月16日から施行する。